

令和4年度 大津市立膳所小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、膳所小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、膳所小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方	2
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置	7
	(1) 役割	
	(2) 構成員	
	(3) 関係する校内委員会等との連携	
	(4) いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
	(1) 基本方針、年間計画の見直し	
	(2) 基本方針、年間計画の公開・説明	
4	いじめ防止等に向けた年間計画	9

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	「いじめのない学校」を目指して、児童会運営委員会を中心に、子どもが自主的創造的に活動を広げていくことを支援する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	学級・学年でいじめ防止につながる目標を持ち、日常活動として振り返りができるようにしていく。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	日頃から、道徳の時間を充実させるとともに、6月・10月のいじめ防止啓発月間には、学年で「命・人権・いじめ」に関する資料を用いて道徳の授業を実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	心（感情）の学習を全校で取り組み、全教育課程において、自尊感情を育てる。「わたしと人権」作品作りに積極的に取り組む。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	「膳所小 ABC」（A:アンテナ B:ブレーキ C:コミュニケーション）を推進していく。また、ライフスキルを高める「いじめ防止プログラム」の導入や学級活動の充実にも努め、子ども版「いじめ防止基本方針」を作成する。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	いじめ問題や人権教育にかかる授業を充実させる。5年生は、弁護士による授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	「子どもたちの資質、能力を高める持続可能な評価のあり方を探る」を校内研として取り組み、子ども一人ひとりの存在や意見を大切にしていける授業づくり・学級づくりを推進していく。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	「人権及び道徳」の授業、児童会活動、人権作品作りなどを通して、子ども自身がいじめについて考え、いじめのない学校作りを目指せるよう努める。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	ペア学年や上下の学年で異年齢交流を工夫して行う。1・5年生と保幼との交流も継続していく。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	継続的に情報モラル教育を進めるため、4・5年生対象に外部講師を招いて「スマホ・ケータイ安全教室」を実施するとともに、日常的な指導も推し進めていく。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	職員会議、生徒指導部会、職員打ち合わせ時において、いじめ対策に関する情報を常に共有し、全職員が主体的に取り組む。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーター等の周知	「学校だより」や「学校ホームページ」及び入学式や個別懇談会等において、地域や保護者に知らせていく。

c	いじめ事案対応にかかる 教員への指導・助言及び 組織的支援体制の充実	子ども支援コーディネーターは、児童の聞き取りや指導、保護者対応において、よりよいアドバイザーとなるように努める。また、学年部、教務部が組織として対応していく。
---	--	---

④ その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	掲示板（物）を利用した啓発活動と学校ホームページへの掲載を継続していく。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会を中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃らいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	6月・10月・2月を教育相談月間として位置づけ、学期に一回アンケート調査を行い、児童の実態を把握する。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	日頃の学年会での「子どもを語る会」を充実させ、週末に「報連相シート」を提出する。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	担任は毎日下校時に下駄箱・トイレチェックを行うとともに、子ども支援コーディネーターが中心となって校舎内及び校門での見守りを行う。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	アンケートをもとに、全児童との個別面談を行う。その際、これまでのアンケートと比べて個々の変化に気を配る。学年部、教務部が常に連携して情報共有を図る。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	電話や連絡帳、家庭訪問等で担任と家庭がつながることを基本としながら、報連相シート等を活用して情報共有していく。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	懇談会や学校・学年だより等で、子どものネット状況における危険性等について、発信していく。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	日頃の学年会での報連相シートでの情報共有及び緊急時の「いじめ対策委員会」の開催、また、職員会議、生徒指導部会、職員打ち合わせ時において、いじめ対策に関する情報を常に全職員で共通理解していく。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	保幼小連絡会や小中連絡会において、情報を共有していく。また、出前授業をそれぞれ行う。

③ その他（学校独自の取組）

取組目標	
学校独自の取組	SCの児童観察後、児童支援の方法や保護者対応について懇談する。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	児童の指導、保護者への説明等、子ども支援コーディネーターが中心となり、担任や学年部、教務部、また、管理職が、組織的に対処していく。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	事案が収束した後も、担任や学年部、教務部が丁寧なみとりを続ける。
c	ネット上のいじめへの対応	児童や保護者から、被害の情報を早急に把握して、組織的に対処していく。

d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が起こった場合は、アンケート調査を実施し、事実の把握に努める。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	いじめ対策委員会で検討し、保護者に対しては、事実の報告、学校の対応、今後の指導について伝える。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事（主任）、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

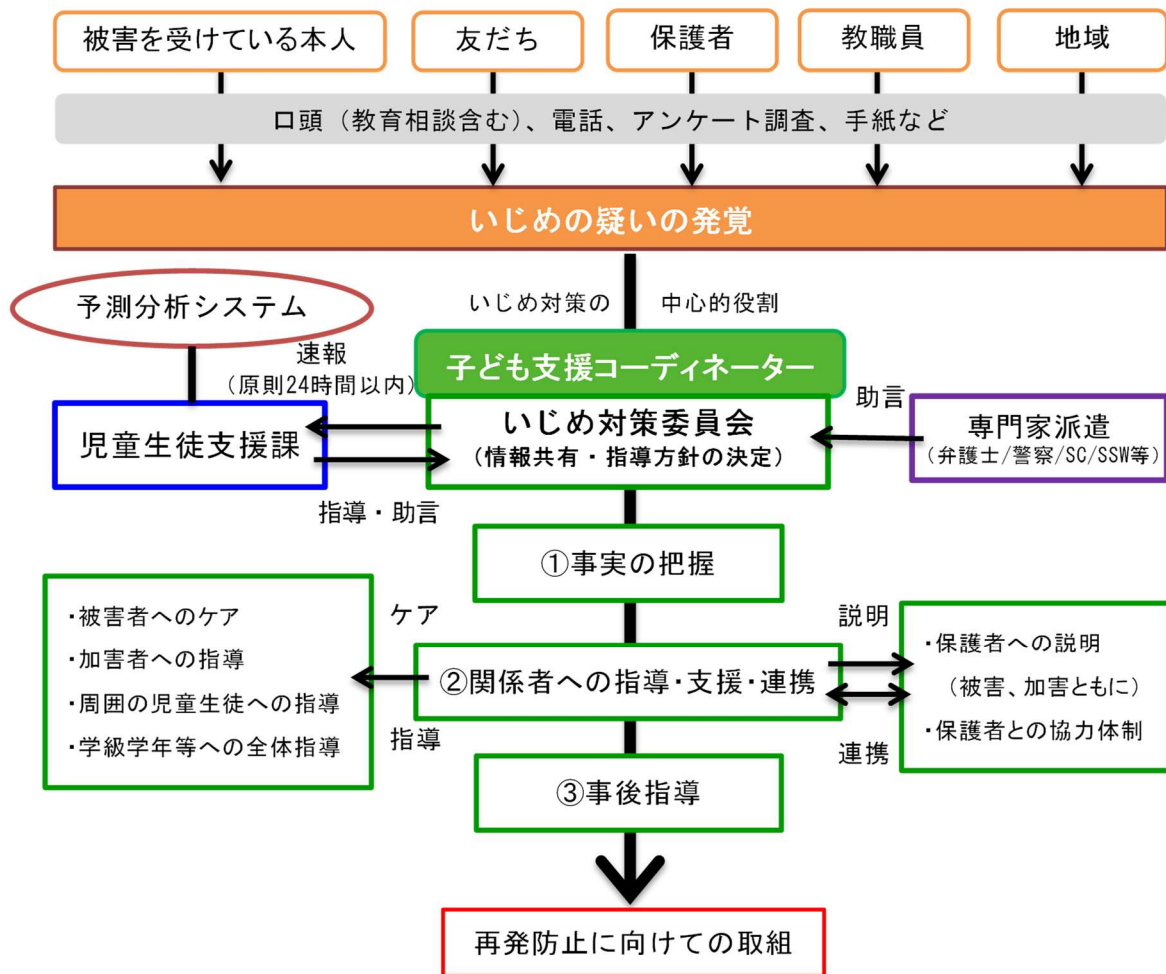
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



(2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、学校運営協議会長、PTA会長、膳所ブリングアップ会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	引き継ぎ連絡会<児童理解> ①②③ 保護者個別懇談会 ④	
5	「見守る子」を語る会<児童理解> ①②③ 保幼小連絡会議 ④ 小中連絡会議 ④ いじめ問題に関する校内研修 ①②③④ 学校運営協議会 ④	
6	いじめ防止啓発月間 ①④ 教育相談アンケート ② 教育相談 ②③	・学級や委員会、児童会を中心とした取組の実施
7	スマホ・ケータイ安全教室<上学年対象> ①④ 民生委員・児童委員連絡会 ④ 地域パトロール ④ 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会 ④	
8	いじめ問題に関する校内研修会 ①②③④ 地域パトロール ④	
9	学校運営協議会 ④ 弁護士による人権教育授業 ①④	
10	いじめ防止啓発月間 ①④ 教育相談アンケート ② 教育相談 ②③	・学級や委員会、児童会を中心とした取組の実施
11	学校運営協議会 ④	
12	保護者個別懇談会 ④ 地域パトロール ④	
1		
2	教育相談アンケート ② 教育相談 ②③ 学校運営協議会・拡大いじめ対策委員会 ④	
3	民生委員・児童委員連絡会 ④ 小中連絡会議 ④ 新1年生関係連絡会議<保・幼> ④ 学級編成会議<児童理解> ①②③	

年間を通じて	朝のあいさつ運動 ①② 下駄箱・トイレチェック ①② 校内・校外パトロール ①② 放課後の子どもを語る会〈学年〉①② 報・連・相シートの活用 ② S C訪問相談 ①④ いじめ対策委員会 ①②③ 児童クラブ情報交換 ①② 膳所ブリングアップ・ひまわり隊連絡会 ④	・校長、子ども支援コーディネーター、児童会を中心に実施 ・履物を脱いだらそろえる取組
--------	--	---

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④